



にしかわ

6月10日号

No. 88

昭和48年

毎月 10日・25日発行

発行所 新潟県西蒲原郡西川町役場

印刷所 北洋印刷株式会社

6月24日は町議員の投票日

古漢集卷之三

わたくしたち、ひとりが選んだ町長や議員たちに代つて、わたくしたちがいせつな町の政策や事業などを決定することになつたのです。

投票には、清い一票しかありません。

氏」や「名」の人があることがありますから、ハッキリ書いてください。

「氏」や「名」だけですと、自分が投票しようとした候補にそのまま投票されたことにならない場合もあります。

次のような人は、選挙権名簿に登録されていても投票できません。
他の市町村へ住所を移した人。
法律により選挙権が停止されている人。

始まる時間は当日の午後八時からです。

A black and white illustration of a spider's web, showing its intricate radial and spiral patterns.

六

近づく町長、町議会議員の選舉に次のことを候補者並びに有権者各位の冷靜な判断に訴えたいと思います。

さて、「町を悪い、より住まいの町づくり」を考慮しない町民は一人もおらないことと思う。しかし、もののか見方、考え方によりその立場を異にするであらうが、所詮登る道は異なつて山の頂上を目指すことには変りがないはずである。

「それが問題だ」とする人もありましようが、凡ての方面で、候補者の良心と有権

者の良識によつて必ず“明るく、正しい選舉が行なわれる”ことを切望します。

第一に、町を絶対汚してはならない”ということです。送るも送られるも、胸をぱつて歩けることこそ大切なことです。あくまでも候補者の意見であり、主張であり実験力が優先すべきと思うが、ともすれば、それ以外のものに動かされ、“指をさされる”ような選舉が行なわれたとすれば、まったく歴史ある当時の大きな恥ではなかろうか。再度申

もう一度、政治とか選舉とかの根本を考えると、必ず、そのことは実現出来るはずである。
もしも肩たたきあいが出 来ないところならば誠に不幸であり町の進展など、とても望めないことだろう。市民一人一人の幸福のため、住みよい地域社会のために、みんなで「心」して、今度の選舉はよかつた、さあ、明日の町造りに協力しようの明るい正しい選舉であつてほしいと深く念願致します。

んなの幸せに」
来る六月二十四日に、西川町長選挙および西川町議会議員一般選挙が執行されます。立候補者はもちろん一般選民においても非常に熱いのかかつたいわゆる身近な選挙を迎へ、選舉は極めて高いことと思います。
わたくしの生活が明るく豊かになるには、有権者一人一人の行使の集積であるべきであり、選挙がきれいに正しく行なわれることが必要です。
良い政治への出発、その第一歩はあなたの投票する

だれにも支配されず、自分で判断で投票することであり、投票の秘密は守られますので、堂々と自分に代つてよい生活を作り出してくれる人に投票しましょう。

公職の候補者は、公職選舉運動法の規定を十分理解のうえ、これを堅く守つて、誠実ある行動をしなければなりません。

戦いは戦いとしても、選挙が終つたら重心にかえり笑つて手に手を取り、町のため開拓の道を開いてもらいたいと思います。

30	29	28	27	26	25	24
土	金	木	水	火	月	日

町長、町議会議員を選挙する
投票日（六月二十四日）が
田舎に迫ってきたのです。

『候補者のなまえはハッキ
リと』
候補者の中には、同じ「

『投票できない人』
したがつた、『町を経営するに適
してはならない』こと。
第一に選舉が終つたら共
に握手をかわし、『明日より
の町へ』に語りあえる

市長選挙による議員選挙

い注意ください。
主 催
植木秀雄
議 會
町 び
ん で
議 會
委 員 會

青色申告者に対する
説明会
(20日まで)

地方税法の一部改正

住民負担の軽減を図るため、課税最低限の引上げと所得割の税率の緩和が行なわれました。

5. 既課税限度額の引き上げ
障害者、未成年者、老年者又は寡婦についての非課税の限度額が年所得四十三万円（改正前三十八万円）に引き上げられました。

6. 退職所得控除額の引き上げ
退職手当等にかかる町民税の課税標準である退職所得の金額は、所得稅法に規定する退職所得の金額の計算の例により算定されることになっていますので、今回所得稅法の一部が改正され本年一月から退職所得控除額が次のとおり引き上げされました。

4. 免税点について
市町村の区域内において同一の者について
土地の所有について

す。
す。
す。

住民税 第一期分
国民健康保険税 第一期分
納期限 六月三十日

昭和四十八年度住民税および国民健康保険税の納稅お
通知書を近くお届けします。
六月は、住民税と国民健

百分の一・四土地の取得については百分の三となつてお
り、固定資産税額及び不動産取得税額に相
当する額が控除されま
す。

今月の納稅

により昭和四十八年六月から昭和四十九年五月までの児童手当の支給を決定をしますので次により現況届をしてください。

なお、現況届を提出しないと六ヶ月分以後の児童手当の支払いを受けられなくなりますのでご注意ください。

報 告 し か わ

第 88 号

庄報にしかわ

3— 昭和48年6月10日

昭和48年度米生産調整実施計画は別表のとおりです。前年度と比較すると大体同じ位の達成率です。米生産調整も今年度で四年目になりますが、米生産調整実施計画の内容は、転作、休耕する水田も前年度と同じ水田を計画されているのが立派で、転作する作物についても、前裁知的な転作が大半を占め、過去三年を経過して定着化の傾向にあります。

なお、米生産調整奨励補助金は、八月中旬頃概算で支払われる見込みです。

48年米生産調整10.7%

昭和48年度米生産調整実施計画部落別内訳表

部落名	休耕	銅料	野菜	豆類	養魚池	寄託休耕	その他	計	目標面積	達成率	戸数
押付		4,061	3,282					7,343	1,391	5.3%	13
矢島	715		6,091					6,806	1,049	6.5	15
天竺堂	439	5,526	6,946		833			13,744	1,056	13.0	21
真田		2,243	2,749				農業生産施設315	5,307	669	7.9	6
楓島	1,093	20,519	9,093					30,705	501	61.3	15
西汰上		5,920	1,916	784			花卉種苗5,000	13,620	539	25.3	14
中島	545		3,138					3,683	273	13.5	6
下山		4,702						4,702	1,105	4.3	5
川崎	3,848	5,773	3,832	1,037				14,490	661	21.9	13
平野	198	495	3,669	561				4,923	686	7.2	15
鱈	991		4,162					5,153	386	13.3	8
小計	7,829	49,239	44,878	2,382	833		5,315	110,476	8,316	13.3	131
桑山	419		1,229	2,291				3,939	688	5.7	11
善光寺	1,048		674		2,520	6,667		10,909	919	11.9	8
見蒂	2,600	18,564		2,403		6,318		29,885	1,122	26.6	31
六分	1,135	6,126	5,618			8,325	農作区開設 200 山林 1,653	23,057	1,476	15.6	14
旗屋		2,997	178					3,175	889	3.6	2
松崎			948					948	386	2.5	6
新川	910		842					1,752	326	5.4	4
小計	6,112	27,687	9,489	4,694	2,520	21,310	1,853	73,665	5,806	12.7	76
上組	1,159		1,011		346			2,516	861	2.9	11
中作	261		1,285					1,546	258	6.0	3
中村	1,726		1,432					3,158	417	7.6	5
三ツ屋	782		522					1,304	288	4.5	6
下組	997		3,501		372			4,870	378	12.9	8
新田			1,689					1,689	364	4.6	6
大潟	1,313		4,600	3,350				9,263	802	11.5	12
浦村			549					549	632	0.9	5
大関	359		7,130				農業生産施設299	7,788	534	14.6	13
升岡	1,491		2,136					3,627	874	4.1	8
川西	416		657					1,073	465	2.3	3
与兵野	3,728		396					4,124	574	7.2	7
堀上	2,114							2,114	265	8.0	3
見柄									298		
三角野									181		
小計	14,346		24,908	3,350	718		299	43,621	7,191	6.1	90
合計	28,287	76,926	79,275	10,426	4,071	21,310	7,467	227,762	21,313	10.7	297

。附加保険料も出廻
一般の保険料よりも多く
かけ、老後の年金を多く望
む人が申出ます。ただし農
業者年金の被保険者は強制
加入者となります。
○住戸氏名変更届
住所を変更した場合、結
婚などにより氏名が変わ
たとき新住所地の市役所、
または町村役場に出します
善意ありがとうございます

- こんな手続をちよつとした手続を忘れたために国民年金に加入もれになつたり、保険料の集入ができさまさかの時や年金をとつてから、年金が受けられないということになりますなつたら大変です。そのときどきの届け出をキチンと行なつて大切な権利を守りましょう。以下届出のいろいろを
- 資格取得届届け出をキチンと行なつて大切な権利を守りましょう。以下届出のいろいろを
- 資格喪失届資格取得届の逆に、勤め始めたときは忘れずに出ししてください。

以下は従来どおり

項 目		改 正 後		改 正 前	
税率	改 正 後	改 正 前	改 正 後	改 正 前	改 正 前
三十分円以下の金額			十五万円以下の金額		
二% 三% 四% 五%	三十万円 五十万円 八十万円 百十萬円	二% 三% 四% 五%	四十万円 七十万円 百万円	十六万円 十五万円 十四万円	十五万円 十四万円 一万円
人目の扶養控除	配偶者のいない世帯の一	寡婦控除・障害者控除	老年者控除又は勤労学生控除	十二万円	十一万円
改 正 後	改 正 前	改 正 前	改 正 前	改 正 前	改 正 前
2、町民税の所得割の税率区分					

以下は従来どおり

項	目	改正後	改正前
基礎控除			
配偶者控除			
扶養控除			
寡婦控除・障害者控除			
老年者控除又は勤労学生控除			
特別障害者控除			
配偶者のいない世帯の一人目の扶養控除			
税率	改 正 後	改 正 前	
税率	改 正 後	改 正 前	
二%	三十万円以下の金額	十五万円以下の金額	八万円
三%	五十万円	四十万円	五万円
四%	八十万円	七十万円	三万円
五%	百十萬円	八十万円	一萬円

2、町民税の所得割の税率区分

税率	改 正 後	改 正 前	
十四万円	十二万円	十一万円	勤続年数三十年を超えるもの一年につき
十四万円	十二万円	十一万円	勤続年数二十年を超えるもの一年につき
十六万円	十五万円	十四万円	勤続年数十年を超えて二十年まで一年につき
十五万円	十四万円	十二万円	勤続年数十年まで一年につき

電気ガス税
住民負担の軽減を図るため、税率を六パーセント(現行七パーセント)に引き下げられるとともに免税点を、一ヶ月の使用料が電気においては一〇〇円(現行八〇〇円)に、ガスについては一〇〇〇円(現行一六〇〇円)にそれぞれ引き下げられることともに免税点を下げるとしています。

(1) 非課税は

(1) 国又は地方公共団体の土地

(2) 相続、法人の合併等の形形式的な所有権の移転によるもの

以下は從来どおり	扶養親族のうち年令七十歳以上の者(障害者を除く)について、通常の扶養控除(改正前十一万円)に代えて、老人扶養控除(十四万円)が設けられまし	4、寡婦控除の適用範囲の拡大 夫と死別した後婚姻をしていない者で扶養親族のないもの(年所得百五十万円以下者に限る)についても寡婦控除が適用されま	3、老人扶養控除の創設 扶養親族のうち年令七十歳以上の者(障害者を除く)について、通常の扶養控除(改正前十一万円)に代えて、老人扶養控除(十四万円)が設けられまし	3、老人扶養控除の創設 扶養親族のうち年令七十歳以上の者(障害者を除く)について、通常の扶養控除(改正前十一万円)に代えて、老人扶養控除(十四万円)が設けられまし

その年の八月三十一日までとなっていきます。

児童手当現状をおわす

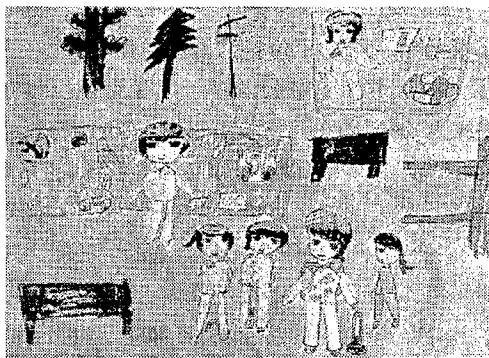
次況届
れなく
九月二十日

十万円に引き上げられましたので、一人でも多くご利用下さい。希望者は直接金品を下さる。機関へ申込下さい。

たばこは
西川町から
買いましょう

住宅金融公庫では昭和四十八年度の個人住宅建築設資金及び住宅改良資金融資の受付を左記により実施しております。昨年度と比較すると今年度は個人住宅建築設資金にあっては融資金額が約五割増に、金利は從来の年五・五ペーセントを年五・二ペーセントに引き下げました。又住宅改良にあ

わたしの作品



升鶴小学校

二年 佐藤 文子

ふとりすぎ

最近ふたりすぎの赤ちゃんが多くなってきました。大きっぽいって標準体重の二十ペーセント以上肥っている場合を肥りすぎといいますが、身長も大きく身長と体重とのつりあいがと

たり運動が活動になってくるとそれほどあとならい。むしろ時にはやせてくる場合も多いです。從つて赤ちゃん時代のふたりすぎに対しては、それほど嚴格な食餌療法は行なわないのが普通です。でも赤ちゃんふたりすぎていると運動が鈍くなりやすいと

す。特に家庭的に肥満の傾向のある場合は赤ちゃんといえども、糖質ばかり

めにしておくほうが無難で

育児ノート



評 よく晴れた明かるい日の遠足のえですね。やひこ神社のひろばで、おともだちと、おやつをたべたときのことが、一番よく心のこったのでしよう。楽しい思い出が、また、おともだちの一人人が、ていねいかかっています。

◎所得制限が緩和

七月から所得制限も緩和

される見込ですので現在非

なるなどが始まる頃になると、ねいる時間も短くなるので頭部に加わる力も少くなり骨の発育とともに自然と左右対称になります。相手にひどい、いびつ頭も幼児期になると治つてきます。しかし一日じゅうねいて、後頭部

いびつの頭の書きかえ受付け

六月二十六日、二十七日、二十八日間

◎七十歳以上のみなさん、受給者証更新申請をしましょう。

昭和四十八年一月から実施されております老人医療無料化の受給者証が六月三十一日で満了になり、七月一日から医療機関で受診を受けるときは新しい受給者証にかわります。この受給者証の更新申請は毎年おこなわれることになつております。手続きは必ずしてください。

◎所得制限が緩和

七月から所得制限も緩和される見込ですので現在非

なるなどが始まる頃になると、ねいる時間も短くなるので頭部に加わる力も少くなり骨の発育とともに自然と左右対称になります。相手にひどい、いびつ頭も幼児期になると治つてきます。しかし一日じゅうねいて、後頭部

◎受給者証更新申請の手続きは、一、老人医療費が高額である場合

二、十八日（木）まで役場で

おこないます。

この申請と同時に、

福祉年金の現況届の手続

きも行ないます。

この更新申請をしていた

だく人はすでに受給者証を

交付されている人、現在非

該当であったが七月から所

得制限が緩和になることか

ら該当になる人、社会保険の

本人であったが被扶養者に

に変った人等です。

◎当日持参していただくも

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の